

2012年12月20日

大飯原発定期検査終了証交付差止め行政訴訟判決に抗議する

福井原発訴訟原告団と弁護団の共同談話

- 1 本日、大阪地裁第7民事部は、本件訴訟について却下判決を言い渡した。その理由は、経産大臣が大飯原発3、4号機について関西電力株式会社に対してした「定期検査終了証の交付」は、「行政処分」に当たらないから、行政事件訴訟における取消の対象とならないというものであり、被告国の主張を全面的に認め、原告らの主張を全く顧みない不当なものである。
- 2 そもそも判決でいう「行政処分に当たらない」という論は、定期検査終了証を交付しても、交付しなくても、関西電力株式会社の法的地位に何の影響もあたえないということの意味する。しかし、それまでは、あくまで定期検査の一環としての調整運転しかできなかった関西電力が、定期検査終了証の交付を受けることによって、堂々と営業運転ができるようになるのであるから、実態として、関西電力の法的地位に明らかに影響を与えているのは明らかである。しかも、経産大臣は、定期検査について審査基準を定めており【「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12年5月29日資第16号)】、これは、行政手続法5条の「審査基準」であるから、国は、定期検査終了証の交付が行政処分であると認識していたことが明らかである。すなわち、国は、従前、定期検査終了証の交付を「行政処分」として扱っておきながら、本訴訟においては、これをあっさりとして「行政処分ではない」と主張することによって運転再開の可否の判断を避け、入口での手続き論によって住民の請求を退ける姑息な戦術を採用したに過ぎないにも関わらず、裁判所も、その主張を受け入れたというしかない、ものである。
- 3 判決の論理によれば、事業者は、経済産業大臣から使用の停止（電気事業法40条）を命じられない限り、定期検査中であっても原発の運転を停止する義務はなく、定期検査の際に運転を停止するのは、停止しないと実施できない検査項目があるからにすぎないということになる。したがって、その検査項目が終了すれば、定期検査中であっても、事業者は、独自の判断で、いつでも原発の再稼動ができるということになる。

現在、大飯3、4号機を除くすべての原発が停止しているが、判決の論理によれば、各事業者は、政府の判断も、原子力規制委員会の判断も必要なく、独自の判断で、すべての原発について再稼働できるというところでもないものである。この結論が、市民の認識、常識とかけ離れたものであることは言うまでもない。

4 この訴訟において、原告らは、大飯3、4号機に対する定期検査終了証交付の違法性について、次のとおり主張した。

① 現行の安全設計審査指針が事実上失効しているから、これを前提として定められている技術基準（昭和40年通産省令62号）も失効している。技術基準は、定期検査合格の基準となるものであるが、その基準が失効している以上、定期検査が終了したとの判断は違法である。

② 安全設計審査指針に不合理な点があることが明らかになったから、これを前提とする大飯3、4号機の設置許可処分は違法であり、その違法は重大であるから、同処分は無効である。設置許可処分が無効である原発に対して定期検査終了証を交付するのは違法である。

被告国は、原告らの上記違法の主張に対して、全く反論をしなかった。したがって、裁判所が、定期検査終了証交付の行政処分性さえ認めれば、原告らが勝訴することは明らかだったのである。違法な原発再稼働を見過ごすことは、無車検運転を認めることと同じである。

5 本判決は、原発の定期検査の妥当性について周辺住民が異議申立てをする途を閉ざすものである。現在の原発法制は、原発の安全対策を事業者任せにするのではなく、事業者の安全対策を国が各段階でチェックする枠組みが作られている。そして、運転開始までは、原子炉設置許可（原子炉等規制法23条）、設置工事計画等の認可（電気事業法47条）、使用前検査（同法49条）等が定められ、周辺住民がその内容について不服があれば、取消訴訟等を提起して異議申立てをすることができる。ところで、一旦運転が開始された後、安全対策のために最も重要なのは定期検査であるが、本判決の論理によれば、杜撰な定期検査がなされても、周辺住民は、その結果に対し、一切の異議申立てができないことになってしまうのである。この結論は、周辺住民には到底受け入れがたいものである。

6 福島第一原発事故のあと、全国で原発の運転の可否をめぐる多数の訴訟が提起されたが、本判決は、その最初に言い渡される判決として注目された。その結果が門前払いというのは誠に遺憾であり不当なものである。

裁判所もまだ、「安全神話」の中から脱却し切れず「原子カムラ」を構成する国の言い分を、そのまま追認し、司法への国民の期待を今回も裏切ることとなった。

いまや、国民の多数の意思が脱原発にあるのは明らかである。引き続き、私たちは、再び事故が起こればこの国の破綻に繋がる危険極まりない若狭湾の原発を廃止し、原発のない平和で安全な国の実現めざして市民運動を強めるとともに、当面する大津地裁での運転差し止め請求訴訟の勝利に向けて力を尽くす決意である。

以上